

○小矢部市請負契約に関する要綱

昭和53年4月1日決裁

改正

平成7年5月31日決裁

平成8年10月31日決裁

平成13年9月30日決裁

平成22年3月31日決裁

平成26年3月31日決裁

平成29年8月29日告示第69号

平成30年3月9日告示第18号

令和3年3月29日告示第61号

小矢部市請負契約に関する要綱

(趣旨)

**第1条** この要綱は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）附則第7条及び小矢部市契約規則（昭和48年小矢部市規則第8号）の規定に基づき、小矢部市の請負契約に関して必要な事項を定めるものとする。

(契約保証金)

**第2条** 一件の請負代金額が500万円以上の土木、建築工事等のときは、落札者は、請負代金額の100分の10以上の次の各号に規定する契約保証金又は、これに代わる担保、保証証券を市長に納付、寄託しなければならない。ただし、市長が認めたときは、この限りではない。

- (1) 契約保証金の納付は、現金のみとする。
- (2) 有価証券等の提供については、利付国債のみとする。
- (3) 保証会社又は金融機関が行う保証として、保証事業会社又は銀行等の金融機関が発行する保証（証）書
- (4) 公共工事履行保証証券による保証として、損害保険会社が発行する公共工事履行保証証券
- (5) 履行保証保険契約の締結として、損害保険会社が発行する履行保証保険証券  
(契約保証金の変更)

**第3条** 請負代金額の増額変更があったときの保証額の変更は、契約保証金の金額が変更

後の請負対価の100分の5以下になるときは、契約保証金の金額を10分の1以上に増額変更するものとする。

- 2 減額変更については、特に行わない。ただし、履行保証証券の場合において、減額が30パーセント以上で受注者からの申し出があった場合を除く。
- 3 工期の変更については、受注者は履行保証の変更証書を提出しなければならない。
- 4 契約を取りかわさない工期の変更の場合は、工期の変更の承認又は工期変更協議の承認後、受注者は履行保証の変更証書、異動承認書を提出しなければならない。

(前金払の範囲割合等)

**第4条** 1件の請負代金額が200万円以上の建設工事又は、建設工事に関する工事の設計・調査若しくは測量については、前金払をすることができる。

- 2 前払金の額は、当該建設工事にあつては請負代金額の10分の4以内、建設工事に関する設計・調査若しくは測量にあつては請負代金額の10分の3以内に相当する額とする。
- 3 前項に規定する建設工事のうち、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものについては、同項の規定により既にした前金払に追加して請負代金額の10分の2以内で前金払をすることができる。
  - (1) 工期の2分の1を経過していること。
  - (2) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
  - (3) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金額の2分の1以上の額に相当するものであること。
- 4 市長は、歳計現金の保有状況等によって支払が困難と認めるときは、前金払をしないことができる。ただし、入札前に告知する。

(前金払の請求手続)

**第5条** 前条第1項の規定による前金払を受けようとする受注者は、前払金請求書(様式第1号)に公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社の発行した前払金の保証証書(以下「保証証書」という。)を添えて市長に提出するものとする。

- 2 前条第3項に規定による前金払(以下「中間前金払」という。)を受けようとする受注者は、中間前払金請求書(様式第2号)に中間前金払に係る保証証書を添えて市長に提出するものとする。

3 前2項の規定による保証証書の提出部数は、正副2通とする。

4 第2項の規定にかかわらず、第8条の規定による部分払を受けた受注者は、中間前金払の請求をすることができない。

(中間前金払を受けるための承認手続)

**第5条の2** 前条第2項の規定による中間前金払を請求しようとする受注者は、あらかじめ、中間前金払承認申請書(様式第3号)に工事履行報告書を添えて市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の承認申請書の提出があったときは、速やかに、承認をすることの可否を決定し、その結果を当該受注者に通知するものとする。

(工事内容の変更に伴う前払金の額の変更等)

**第6条** 市長は、設計変更等により著しく請負代金額に増減を生じたときは、前払金の額を増減することができる。

2 受注者は、前項の規定により請負代金の額が減額された場合において、前払金の額が、建設工事にあつては減額後の請負代金額の10分の5、建設工事に関する設計・調査若しくは測量にあつては減額後の請負代金額の10分の4に相当する額を超えるときは、受注者は、その超過額を指定期日までに返還しなければならない。ただし、超過額が相当の額までに達し、これを返還することが前払金の用途状況等からみて著しく不相当であると認められるときは、この限りではない。

3 市長は、前項の指定期日内に部分払の請求があったときは、その支払額のうちからその超過額を控除することができる。

4 市長は、受注者が第2項の規定により指定期日までに前払金を返還しないときは、指定期日の翌日から返還の日までの期間に応じて返還金に政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号。以下「支払遅延防止法」という。)第8条第1項に規定する財務大臣が決定する率の遅延利息の支払を請求することができる。

(前払金保証契約の変更)

**第7条** 工事内容の変更その他の理由により工期を延長若しくは減額した場合においては、直ちに保証契約を変更し、変更後の保証証書を市長に提出しなければならない。

(前金払をした工事の部分払)

**第8条** 前金払をした工事の既済部分に対する部分払額は、その既済部分に対する代価の10分の9から前金払の割合を控除した額以内とする。

(前払金の使途範囲)

**第9条** 前払金の使途の範囲は、当該工事の材料費、労務費、損料、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、保証料及び労務者災害補償保険料としての必要な経費に限るものとする。

(義務違反による前払金の返還)

**第10条** 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その前払金の全部又は一部を指定期日までに返還しなければならない。

- (1) 第7条に規定する保証契約の変更をしなかったとき。
- (2) 前払金を前条に規定する経費以外の目的に使用したとき。
- (3) 着工時期を過ぎても、工事に着手しないため、前払金が適正に使用されていないと認められるとき、又は受注者の責めにより明らかに工期が延長すると認められるとき。
- (4) 前各号に定めるもののほか、市長が特に必要と認めたとき。

2 市長は、受注者が前項の規定により返還すべき日に前払金の全部又は一部を返還しないときは、前払金支払の翌日から返還の日までの期間に応じて返還金に支払遅延防止法第8条第1項に規定する財務大臣が決定する率で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。

#### 附 則

この要綱は、昭和53年度契約から施行する。

#### 附 則 (平成7年5月31日決裁)

この要綱は、平成7年6月1日から施行する。

#### 附 則 (平成8年10月31日決裁)

この要綱は、平成8年11月1日から施行する。

#### 附 則 (平成13年9月30日決裁)

この要綱は、平成13年10月1日から施行する。

#### 附 則 (平成22年3月31日決裁)

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

#### 附 則 (平成26年3月31日決裁)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

#### 附 則 (平成29年8月29日告示第69号)

(施行期日)

- 1 この告示は、平成29年9月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正前の様式の小矢部市請負契約に関する要綱に定める用紙については、当分の間、これに所要の補正を加えて使用することができる。

**附 則** (平成30年3月9日告示第18号)

この告示は、平成30年4月1日から施行し、同日以後に締結する契約から適用する。

**附 則** (令和3年3月29日告示第61号)

(施工期日)

- 1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際現にあるこの告示による改正前の小矢部市請負契約に関する要綱に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

様式第1号 (第5条関係)

# 前 払 金 請 求 書

年 月 日

(宛先) 小矢部市長

受注者 住 所  
氏 名 印

前金払を受けたいので、小矢部市請負契約に関する要綱第5条第1項の規定により、次のとおり関係書類を添えて請求します。

金 円	金融機関名
	預金、口座番号 番
	口座名義人
記	
1. 工事番号	第 号
2. 工事名	工事
3. 工事場所	小矢部市 地内
4. 契約方法	一般・指名競争入札 随意契約
5. 請負代金額	金 円
6. 契約年月日	年 月 日
7. 工 期	着工 年 月 日 完成 年 月 日

様式第2号 (第5条関係)

# 中間前払金請求書

年 月 日

(宛先) 小矢部市長

受注者 住 所  
氏 名 印

中間前金払を受けたいので、小矢部市請負契約に関する要綱第5条第2項の規定により、次のとおり関係書類を添えて請求します。

<p>金 円</p> <hr/>	<p>金融機関名</p> <hr/> <p>預金、口座番号 番</p> <hr/> <p>口座名義人</p> <hr/>
<p>記</p>	
1. 工事番号	<u>第 号</u>
2. 工事名	<u>工事</u>
3. 工事場所	<u>小矢部市 地内</u>
4. 契約方法	<u>一般・指名競争入札 随意契約</u>
5. 請負代金額	<u>金 円</u>
6. 契約年月日	年 月 日
7. 工期	着工 年 月 日 完成 年 月 日
8. 承認年月日	年 月 日
9. 承認金額	<u>金 円</u>

様式第3号 (第5条の2関係)

年 月 日

(宛先) 小矢部市長

受注者 住 所

氏 名

中 間 前 金 払 承 認 申 請 書

年 月 日付けで請負契約を締結しました下記工事について、その工事に使用するため請負契約金の10分の2に相当する額として、金 円を中間前払金として承認して下さるよう申請します。

記

- |              |          |                |
|--------------|----------|----------------|
| 1. 工 事 番 号   | 第 号      |                |
| 2. 工 事 名     |          | 工事             |
| 3. 工 事 場 所   | 小矢部市     | 地内             |
| 4. 工 期       | 着工<br>完成 | 年 月 日<br>年 月 日 |
| 5. 請 負 代 金 額 | 金        | 円              |
| 6. 添 付 書 類   | 工事履行報告書  |                |